

第1号様式(第4条関係)

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

(申請者)

所在地

商号

代表者

年度において、就労環境改善・情報発信支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的 就労環境の改善 ・ 企業情報の発信

2 事業完了予定 年 月 日

3 添付書類

(1)事業計画書(第2号様式)

(2)収支予算書(第3号様式)

(3)誓約書(第4号様式)

第2号様式(第4条関係)

事業計画書

1 希望するコース ()コース

2 予定している取組

--

3 取組により見込まれる効果

--

4 事業の日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

5 事業に要する経費

事業名	予算額	経費の内訳
	円	
	円	

第3号様式(第4条関係)

収支予算書

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金 事業者負担分	円	
計	円	

2 支出

項目	予算額	備考
	円	
計	円	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

所在地

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者生年月日

代表者性別

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式(第5条関係)

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

(申請者)

所在地

商号

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後交付申請額

変更前	円
変更後	円
差引額	円

3 添付書類

(1)変更事業計画書(第6号様式)

(2)変更収支予算書(第7号様式)

第6号様式(第5条関係)

変更事業計画書

1 予定している取組

(変更前)
(変更後)

2 取組により見込まれる効果

(変更前)
(変更後)

3 事業の日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容
(変更前)		
(変更後)		

4 事業に要する経費

事業名	予算額	経費の内訳
(変更前)	円	
(変更後)	円	
	円	

第7号様式(第5条関係)

変更収支予算書

1 収入

項目	予算額	備考
県費補助金	(変更前) 円	
	(変更後)	
事業者負担分	(変更前) 円	
	(変更後)	
計	(変更前) 円	
	(変更後)	

2 支出

項目	予算額	備考
(変更前)	円	
(変更後)	円	
(変更前) 計	円	
(変更後) 計	円	

第8号様式(第5条関係)

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事

殿

(申請者)

所在地

商 号

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3 - 2) | 金 | 円 |
| 5 | その他 | | |

(1)別紙を添付すること。

(2)その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

別紙

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第9号様式(第6条関係)

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金
交付決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった上記の補助金については、大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)に変更事業計画書(第6号様式)及び変更収支予算書(第7号様式)を添付のうえ、知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条第1項の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定したときは、その金額((10)の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除額税額確定報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則、大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業実施要領及び大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (13) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- ① 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - ② 補助対象経費の20パーセント以内の増減

第10号様式(第9条関係)

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)

所在地

商号

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金
円を精算払いの方法により交付されるよう、大分県建設産業
就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により
請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了年月日	備考
円	円	円	円		

(補助金振込先口座)

- ・ 振込先銀行名 銀行 本・支店
- ・ 口座名義
- ・ 口座種別 普通 当座
- ・ 口座番号

第11号様式(第10条関係)

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業実績
報告書

年 月 日

大分県知事

殿

(申請者)

所在地

商号

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記
の補助金について、下記のとおり実施したので、大分県建設産業就労環境改
善・情報発信支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関
係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

※関係書類及び添付書類

(1)関係書類

①事業実績書(第12号様式)

②収支精算書(第13号様式)

(2)添付書類

①契約書又は見積書の写し

②領収書の写し等支出を証する書類

③完成写真

④財産管理台帳の写し(必要な場合のみ)

⑤その他報告書等事業内容を説明できるもの

第12号様式(第10条関係)

事業実績書

1 実施した取組

--

2 事業の日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

3 事業に要した経費

事業名	事業経費	経費の内訳
	円	
	円	

第14号様式(第11条関係)

年度大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金
の額の確定通知書

第 年 月 日
号

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県建設産業
就労環境改善・情報発信支援事業費補助金実績報告書に基づき、 年
月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額
円については、金 円に確定したので、大分県建設産業就
労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知し
ます。

参考様式

財産管理台帳

申請者名： _____

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	耐用年数	処分制限 年月日	価格	処分の内容	年月日		
1														
2														
3														
4														
5														

- 注
- 1 1件の取得価格が50万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、「処分制限期間」の欄も記入するものとする。
 - 2 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
 - 3 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 4 「処分の内容」の欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 「備考」の欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 この様式により難しい場合には、「処分制限期間」の欄及び「処分の状況」の欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。